

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和4年6月23日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿

照会者名 オータ事務所行政書士法人
代表社員 太田ミエ子
住所 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー22階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

建設業法第3条第1項（建設業の許可）

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

A社は、テレビ放送事業を行うB社から番組送出システム構築業務（以下、「本業務」という。）を請負う予定である。

このシステムは、デジタルハイビジョン放送・連続運転に対応した番組放送システムであり、A社から配信されるデータを処理して画像送出を行う。システムの全体像を図1に示す。なお、本業務の請負契約の目的は、安定的に送出画像を放送するシステムを完成することであり、当該システムの完成によって報酬を得るものである。

当該システムを構成する機器は表1に示す電子機器類で、A社が仕入れ、B社（放送局）の敷地内に設置する。A社の行う作業は、ソフトウェアの設定及び動作確認を主とし、サーバ、ルータ、スキャンコンバータ等電子機器類の設置、電子機器間のケーブル接続、電子機器類の電源接続、並びに調整であり、これらの作業は、この後示す通り、建設業法別表第一に掲げる建設工事のいずれにも該当しない。

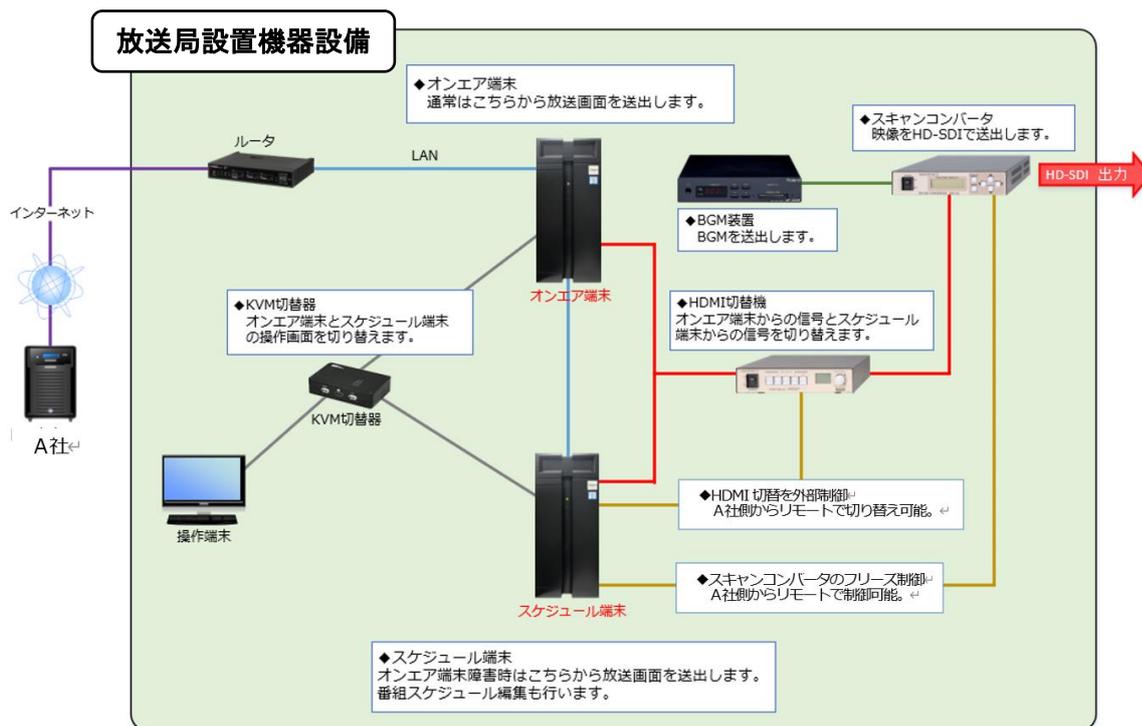


図 1 番組送出システム概要

表 1 番組送出システム構成機器（仕入／納品／設置）

機器名称	備考
サーバ（オンエア端末）	データ受信、放送画面送出（通常時）
サーバ（スケジュール端末）	スケジュール編集、放送画面送出バックアップ
ディスプレイ・キーボード（操作端末）	現地での端末操作作用
ディスプレイ切替器（KVM切替器）	オンエア端末とスケジュール端末を切替
ルータ	インターネット経由でのA社データ受信用
スクランコンバータ	映像をハイビジョン信号規格で送出
HDMI切替器	オンエア端末とスケジュール端末の切替
BGM送出装置	音声（バックグラウンドミュージック）送出
周辺機器	ケーブル類、耐震固定用ベルト等

作業分担を表2に、現地でのハードウェアの設置におけるA社の作業範囲を図2に示す。建設工事に該当する作業はB社が建設業者に注文し、建設工事に該当しない作業をA社が行う。

表2 作業分担表

作業名称	作業内容	作業主体
機器手配	納入機器一式（表1番組送出システム構成機器）の手配	A社
流通ソフトウェア手配	納入流通ソフトウェア一式の手配	A社
システム設計	システムソフトウェアの設計、製造、試験	A社
受信用回線手配	グローバル固定アドレスのインターネット回線の用意	B社
画面調整	画面（下絵・マークファイル・設定ファイル作成）	A社
	画面調整、試験	A社
現地ハードウェア設置	ハードウェア（表1に示す機器）搬入・組立	A社
	回線工事	B社
	電源工事（分電盤～ラック下、テーブルタップ）	B社
	電源工事（ラック接続、ラック内配線）※ラック設置の場合	B社
	ラック手配 ※ラック設置の場合	B社
	ラック耐震工事 ※ラック設置の場合	B社
	設置場所外のケーブル施設工事（映像ケーブル）	B社
	ラックアップ	A社
	設置場所内ケーブル接続、タグ付け	A社
映像位相・レベル調整	調整内容指示	B社
	調整作業	B社・A社
放送番組登録	登録内容指示	B社
	登録作業	A社
操作説明会の実施	全体説明	A社
	詳細内容説明	A社
試験運用	試験運用期間の取りまとめ	A社
運用開始	運用開始日の取りまとめ	B社・A社
	運用開始立会い及び、開始後の放送立会い	A社
完成図書納入	システムの検収用ドキュメント納入	A社
	画面の検収用ドキュメント納入	A社

以下、A社の行う作業を具体的に説明する。

○機器手配

作業内容：本システムを構成する機器を仕入として購入する。

○流通ソフトウェア手配

作業内容：本システムを構成する流通ソフトウェアを仕入として購入する。

○システム設計

作業内容：A社事務所内で、システムソフトウェアの設計、製造、試験を行う。

○画面調整

作業内容：A社事務所内で、画面として下絵・マークファイル・設定ファイルを作成し、調整・試験を行う。

○現地ハードウェア設置（ハードウェア搬入・組立）

作業内容：ハードウェア（表1に示す機器）を放送局内に手持ち又は台車を用いて搬入する。ハードウェアはいずれも、クレーン等を用いて運搬配置する必要はない。ハードウェアのうち、ディスプレイはスタンドを装着する。

○現地ハードウェア設置（ラックアップ）

作業内容：ハードウェア（表1に示す機器）をビス留め又はベルトで放送局内のラックに簡易的に固定する。これらは機器の取り替えを行う場合に、簡易的に取り外しができるように固定されたものである。

○現地ハードウェア設置（ケーブル接続、タグ付け）

作業内容：ラックに固定したハードウェア（表1に示す機器）をケーブルで接続し、ケーブルに目印としてタグを付ける。ケーブルはいずれも市販のケーブルであり、機器同士にケーブルを差込むことにより接続が可能なものである。ケーブルを接続するために、床や壁に施工を行うことはない。各ハードウェアの電源ケーブルは、既設の電源コンセントに差し込むだけである。

○映像位相・レベル調整（調整作業）

作業内容：サーバが送出する映像が放送で適切に表示されるよう位相とレベルを調整する。

○放送番組登録

作業内容：本システムに放送する番組を登録する。

○操作説明会

作業内容：本システムを利用するB社の担当者に操作方法を説明する。

○試験運用

作業内容：動作確認のために放送開始前に本システムを稼働する。

○完成図書納入

作業内容：本システムの設置・試験運用の報告書及び放送画面の報告書を納入する。

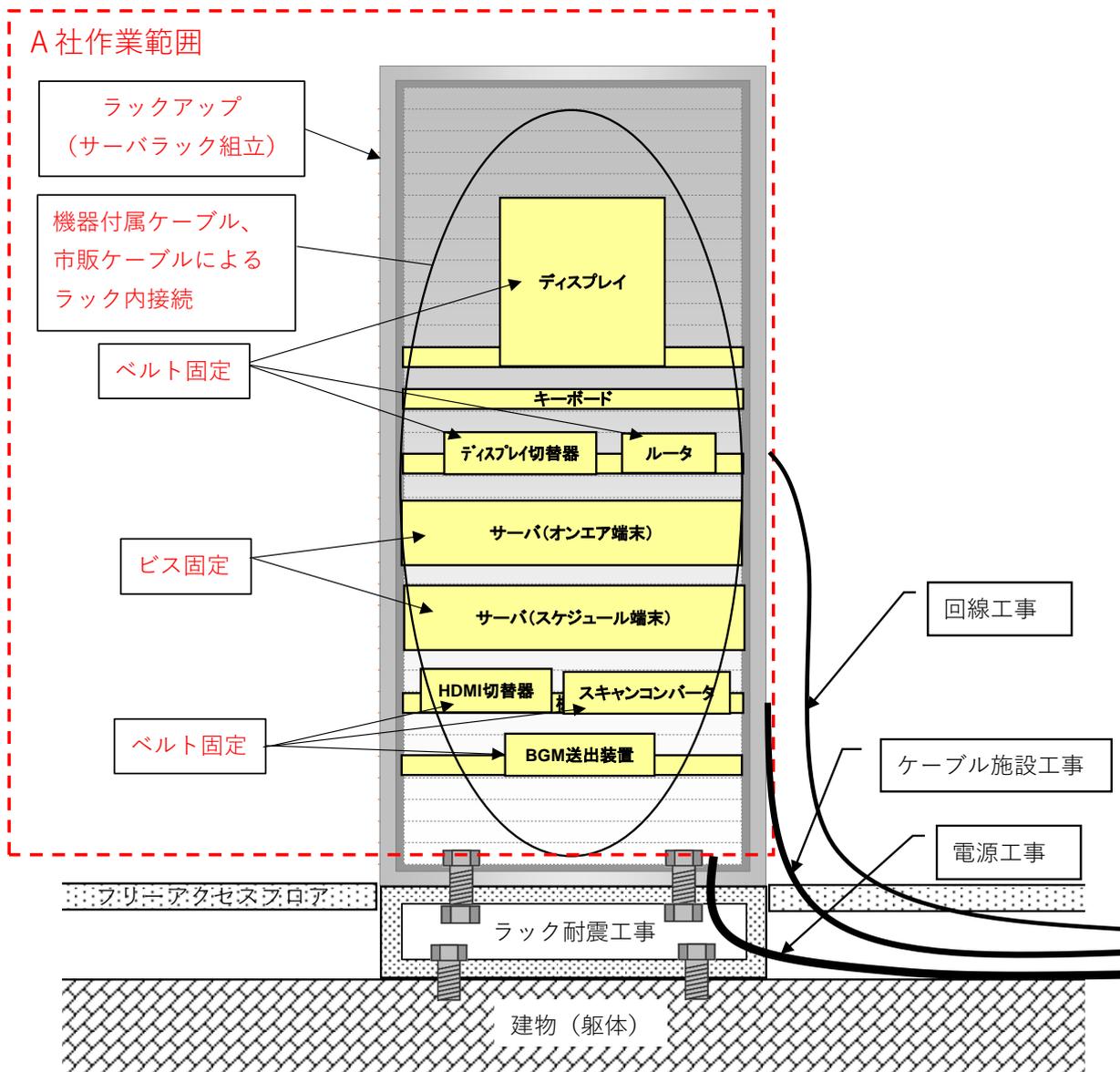


図2 設置におけるA社分担範囲

(1) 見解

A社は本業務を請負う営業を行うにあたり、建設業法第3条第1項による建設業の許可を受ける必要はない。

(2) 根拠

同項は、建設工事を請負うことを営業とする者に対して建設業の許可を受けることを求める規定であり、同法における建設工事とは土木建築に関する工事で同法別表第一に掲げられるものである。

A社が請負う本業務の作業内容は、ソフトウェアの設定及び動作確認を主とし、サーバ、ルータ、スキャンコンバータ等電子機器類の設置、電子機器間のケーブル接続、電子機器類の電源接続、並びに調整である。

2. で示した通り、本業務の作業は、同法別表第一に掲げられるもののいずれにも該当しないため、A社は同法第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

尚、平成22年3月23日付の建設業法第3条第1項にかかる照会内容（以下、「当該照会」という。）と本業務の作業内容は類似のものであり、当該照会については同法第3条の適用対象としないとの回答が行われていることを申し添える。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

公表の延期を希望しません。

5. 連絡先

〒163-1349

東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー22F

オータ事務所行政書士法人

TEL：03-3340-3211